

未成年者の飲酒防止に関する表示基準を
定める件の一部改正について

平成 17 年 8 月 31 日
国税審議会酒類分科会

未成年者の飲酒防止に関する表示基準を定める件の一部改正について

当分科会は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 8 の規定に基づき、平成 17 年 6 月 9 日付課酒 2-13 をもって国税庁長官から国税審議会に諮問のあった「未成年者の飲酒防止に関する表示基準を定める件の一部改正」について、平成 17 年 6 月 23 日以来、我が国の未成年者の飲酒防止に関する表示の実態等を踏まえ、慎重に調査、審議した結果、消費者の商品選択に資する等の観点から、別紙のとおり改正することが適当であるとの結論に至ったので報告する。

平成 17 年 8 月 31 日

国税審議会酒類分科会

分科会長	小林 逸太	(東 海 大 学 政 治 経 済 学 部 教 授)
分科会長代理	小 川 是	(株 式 会 社 横 浜 銀 行 顧 問)
委 員	飯 村 穰	(山 梨 大 学 大 学 院 医 学 工 学 総 合 研 究 部 教 授)
〃	潮 田 道 夫	(毎 日 新 聞 社 論 説 委 員)
〃	金 子 ひろみ	(管 理 栄 養 士)
〃	神 津 十 月	(作 家)
〃	田 嶋 尚 子	(東 京 慈 恵 会 医 科 大 学 内 科 学 講 座 主 任 教 授)
〃	辰 馬 章 夫	(日 本 酒 造 組 合 中 央 会 会 長)
〃	水 野 忠 恒	(国 立 大 学 法 人 一 橋 大 学 大 学 院 法 学 研 究 科 教 授)

「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」改正案

- 1 酒類の陳列場所における表示について、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示から「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示に改める。(第4項)
- 2 経過措置その他所要の規定の整備を行う。